

Title	統治の思想と実務：明治地方自治制研究と「政治思想史」
Sub Title	Thought and practice of governance : on studies of political thought in the historiography of the Meiji local autonomy system
Author	松沢, 裕作(Matsuzawa, Yūsaku)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2021
Jtitle	三田学会雑誌 (Mita journal of economics). Vol.114, No.3 (2021. 10) ,p.287 (49)- 296 (58)
JaLC DOI	10.14991/001.20211001-0049
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20211001-0049

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

統治の思想と実務
——明治地方自治制研究と「政治思想史」——

松沢裕作*

はじめに

本稿の課題は、明治地方自治制（1888 年公布の市制・町村制，1890 年公布の府県制・郡制によって形作られた戦前日本の地方自治制度）をめぐる諸研究の交錯を素材として、一般に、日本の学術研究の世界で「政治思想史」と呼ばれている研究分野・研究潮流が、他の分野の歴史研究とどのように関連しているのかについての一論点を提供することにある。

本課題の背景には、過去を対象とする学術的研究は、少なくとも日本においては、文学部の歴史学分野で独占的に研究されているわけではなく、特に近代史研究では、社会科学諸分野の歴史部門が大きな役割を果たしてき

たし、現在もそうである、という事情がある。すなわち、歴史学という学問と、各学部・分野ごとの「〇〇史」が縦割りで存在し、それぞれに教育と研究を行っている。「政治史」「政治外交史」「法制史」といった科目や分野は法学部に設置され、美術史は文学部でも文献学とは異なった独立分野を形成している。「政治思想」の「歴史」つまり「政治思想史」なる分野も、おおむね法学部に置かれていることが多い。

そこで、いったいこうした多くの「〇〇史」と歴史学とはいかなる関係にあるのか、ということが論点となるが、それを抽象的に規定しようとすることはおそらく生産的ではない。仮に何らかの抽象的規定がつけられたとしても、すでに「〇〇史」を標榜する歴史研究は

本稿は、2016 年 5 月 22 日に名古屋大学で開催された政治思想学会研究大会シンポジウム「政治思想研究と隣接諸学」での報告をもとにしている。機会を与えてくださった政治思想学会の関係各位と、シンポジウムの報告者であった谷口功一氏、坂井豊貴氏、コメンテーターの山岡龍一氏、司会の野口雅弘氏に感謝したい。

* 慶應義塾大学経済学部

数多く蓄積されてきているのだから、それらをなかつたことにはできない。これまで実際に行われてきた歴史叙述を具体的に取り上げ分析することによって、「〇〇史」を標榜する歴史叙述がどのような性格を持っているのかについて考え、その上で相互の関係を構想することの方が研究の蓄積という点では有益なはずである。⁽¹⁾

「政治思想史」を標榜する研究は、アジア・太平洋戦争後の、広い意味での日本近代史研究において、独特の存在感を有し、それを標榜しない研究者たちにも一つの参照軸としての役割を果たしてきた。その理由は、表面的には、丸山眞男と、その影響をうけた一群の研究者たち（いわゆる「丸山学派」）の影響力の大きさとして説明されよう。

しかし、一步踏み込んで考えるならば、「政治思想史」という、思想家の書いたテキストを解説するという営為が、そのテキストが書かれた時代全体を見通すような作業をしてきた、ということと無関係ではあるまい。日本政治思想史研究者である河野有理は、ある座談会⁽²⁾のなかで次のように発言している。

学部時代に、日本史専攻の人に懐いた素朴な疑問があるんです。日本史の人たちは

どこかの地方文書とか、くずし字も読める。要はすごく史料が読める。でも、結論というのが、ものすごく安易な、なにかの図式に当てはめる形になっているように見えることがある…（中略）…虫の視点と神の視点が無媒介に同居している感じがしました。私にとって思想史が魅力的だったのは、同時代の知識人という鳥の視点から時代を俯瞰することができることだったんですね。

この指摘を手掛かりに、本報告では、あるテキストが「時代を俯瞰できる」と読み手に感じられるとき、そこで起きていることは何かということ、筆者が専門としている地方自治制度をめぐる諸研究から検討してみたい。

1 政策文書の位置——思想と実務

さて、明治地方自治制の歴史研究に取り組む際、素材となるべき史料にはさまざまなものがある。同時代の知識人が「自治」をめぐる書きあらわしたテキストも史料たり得るし、それが「政治思想史」の領野に入ることに大きな疑問はない。⁽³⁾しかし、それは明治地方自治制研究の主たる史料であるかと問われれば、

(1) 「法制史」と「歴史学」については、拙稿「『史学』成立の文脈からみた日本の法史研究の始まり」（『法制史研究』70、2021年）を参照。

(2) 河野有理・大澤聡・與那覇潤「【討議】新しい思想史のあり方をめぐって」（河野有理編『近代政治思想史』ナカニシヤ出版、2014年）、p.387、河野有理発言。

(3) 政治思想史家は実際に、「自治」なる概念の用法を研究の対象としてきた。石田雄『自治』（三省堂、1998年）。河野有理「『自治』と『いやさか』——後藤新平と少年団（ボーイスカウト）をめぐって」（河野『偽史の政治学』、白水社、2017年、所収）。このことは「自治」なる概念はそれだけ慎重な取り扱いを要することを示している。

一般的にはそのようには考えられない。実際に明治地方自治制の歴史研究において用いられてきたのは、各地の「家」文書や役場文書、府県庁の文書、中央政府の官僚たちの政策文書などが典型的なものであろう。

では、それらの史料がすべて、上述の河野の言葉を借用すれば、「虫の視点」に属するかといえばそうではない。官僚が作成する政策文書（上申書や意見書の類）は、これも河野の表現にならえば、「鳥の視点」を与えてくれる史料に属する。地方行政の実施上で起こる諸問題の情報が中央政府に伝達され、その解決を必要と考える官僚の政策立案・提案が行われ、さまざまな調整をへて立法過程へと移行する。このような官僚の政策提案は、一種の「政治思想」とみなすこともできるし、実際に政治思想史家による検討の対象とされてきた。

たとえば明治期の著名な法制官僚として井上毅という人物がいる。大日本帝国憲法をはじめ多数の政策立案にかかわると同時に、独自の「思想性」を有するよう見える官僚でもある。そこから、政策提案に現れる井上毅の「政治思想」から、当時の社会を「俯瞰」することが可能であるようにも思われる。

しかし、「井上毅の意見書」という一つのテキストから、時間を隔てて立つ読み手は、どのような意味で歴史的な「事実」をそこに見出すことができるだろうか。たとえば、井上毅が1885年に書いたとされる「地方自治制ノ意見」と題する意見書がある⁽⁴⁾。そのなかで

井上毅は次のように述べている。

旧時町村ノ制ハ概ネ町村自ラ生活シ、町村自ラ処分シ、政府（藩政府）ハ其干涉ヲ避ケタル事多シ

…（中略）…

旧来町村ノ制ハ自治ノ性質ヲ有スルコト明瞭ナリ、旧来已デニ自治ノ性質ヲ有スルトキハ、新制ニ於テ之ニ自治ノ制ヲ与フルノ適当タルコトハ言フヲ俟タサルベシ

ここで井上は来たるべき地方自治制を構想する上で、江戸時代の町村が、すでに「自治」と呼ぶに足る実質を有しており、それゆえに来たるべき制度構想においても自治の主体としての位置を認められるべきだ、という主張をしている。ここでキーワードになっているのは「自治」であり、井上の文脈での「自治」とは何かが問題となるのだが、それはひとまず措き⁽⁵⁾、この意見書から読み取り得る可能性のある事実とは以下の三つであろう。

第一に、1885年に、井上毅はこのような意見書を執筆し（おそらく山県有朋か伊藤博文宛と推定される）、これを提出した可能性があるということである。この意見書自体は井上の手元に残されたものであるから、提出したかどうかまでは史料そのものから直接に判断することはできない。

第二に、井上毅はこの意見書に書かれているような見解を有していた可能性がある、と

(4) 國學院大學所蔵「梧陰文庫」B1295。『井上毅伝 史料篇第一』（國學院大學，1966年）所収。

(5) この点については、坂井雄吉『井上毅と明治国家』（東京大学出版会，1983年）を参照。

いうことであろう。

そして、第三に、江戸時代の町村は、実際に、井上毅が述べるような性格を持っていた可能性がある、ということである。

第一の点に関しては、史料が捏造されていない限り、歴史的な事実として扱い得るということについて、それほど争う余地はないだろう。

一方、第三の点を主張するには相当程度慎重でなくてはならないこともまた見やすい。この文書は1885年の意見書なのであって、江戸時代に書かれたものではない。1885年の時点で、肥後藩出身で、留学経験のある法制官僚が、当時の地方制度を念頭において江戸時代の町村について回顧的に語っている文章なのであるから、この史料が江戸時代の町村の性格を解明する上で直接的には利用できないことは明らかである。意見書の執筆時点の町村の現場で起きていたことが、井上の「政治思想」というフィルターを介して、江戸時代の町村の像に影響している可能性を検討しなければならないのであって、ここでは井上毅自身の思想史的文脈（彼は何を学び、何を経験し、どのような秩序が望ましいと考えており、どのような発想のパターンを有していたか、等々）が踏まえられねばなるまい。

それでは第二の点についてはどうだろうか。一見するとここにも大きな問題はないように思われる。しかし、注意しなくてはいけないのは、政策文書というものは、官僚が職務上作成する文書であって、起きている問題とそ

の解決策の実現可能性の範囲で執筆されるものであり、さらに場合によっては官僚機構内の事情によってもその内容が左右される質のものである、ということである。つまり、この第二の点を主張するためには、それが職務上作成された政策提案であることを考慮して、井上が抱いていた「政治思想」と一致しているかどうかを検討する必要がある、前後の政策的な文脈を見ておく必要があるのだ。

筆者は、2009年に刊行した著書⁽⁶⁾で、この意見書を取り上げた際、第三の点については、井上毅の意見書類の通時的な検討から、彼が一貫して江戸時代の村落の「自治」の理想化を図る傾向があることを踏まえ、第二の点については、もはや近世村落のままでは運営できない地方制度という実際の状況があることを個別の事例によって提示し、またその状況が他の官僚にも共有されていることを踏まえた上で、井上の政策提案は、井上の理想からすれば次善の策の提案の繰り返しであり、この意見書もその一つであると位置づけた。しかし筆者は、なぜ井上が江戸時代の村落の理想化を図るのかという問いを著書のなかで論じることがしなかった。この部分は井上毅の政治思想という別個の課題の研究に属するように思われたからである。

井上毅のような人物の「面倒くささ」は、「思想家」であるようにも見え、「実務家」であるようにも見える点にある。彼は政府中枢にあって多くの情報を手に入れ得る立場にあり、また漢学という伝統的教養と、フランス学

(6) 松沢裕作『明治地方自治体制の起源』（東京大学出版会、2009年）。

という最新の知識の双方を駆使する当代きつての知識人でもあった。その意味で彼の「時代を俯瞰する」能力はとても高いともいえる。しかし、俯瞰能力は無駄な情報を切り落とすことと表裏一体であり、その切り落とし方にはそれぞれの傾向がある。歴史記述者が読み取り得るのは、現実の諸問題を、井上毅が固有のフィルターにかけてしまった結果にすぎない。

いわばこの、フィルターのあり方が、政治思想と呼ばれる何かであるように筆者には思われる。同時に、フィルターの形成自体も、それが置かれた歴史的状況に由来するのである。

2 「作品」としての明治地方自治制

(1) なぜ明治地方自治制か

さて、冒頭でふれたように、1888年公布の市制・町村制、1890年公布の府県制・郡制や、それに基づいてつくられた制度、あるいはその立法過程での官僚や政治家の発言は、しばしば政治思想史家による研究、ないし言及の対象になってきた。

なぜこの法律は政治思想史家の興味を引くのであろうか。想像するに、この法律そのものが持つ「思想」性というべきものが影響しているのではないかと思われる。

「市制・町村制」には、「市制・町村制理由」という異例の附録が存在し、そのなかでは、「国内ノ人民各其自治ノ団結ヲ為シ政府之ヲ統一

シテ其機軸ヲ執ルハ国家ノ基礎ヲ鞏固ニスル所以ナリ」というような「自治」をめぐる「政治思想」のようなものが表明されているように見える。また、その条文は、町村長・議員は無給の「名誉職」とするなど、それまでの町村運営の実態と乖離した条文を含んでいる。ある研究者は、明治地方自治体制を評して「絶対主義官僚の傑作⁽⁷⁾」という表現を用いているが、明治地方自治体制は、その根拠となる法令自体が、一種の「作品」として制度を見るという視角を誘発しやすい性格のものであった、といえよう。

(2) 大石嘉一郎による石田雄批判

政治思想史家による明治地方自治体制研究の一例として、石田雄『明治政治思想史研究⁽⁸⁾』が挙げられる。本書の主題は「家族国家論」である。石田は明治期の国家の「家族主義」的特質を次のように述べる。

維新以後の政治的集権過程が国民を家族その他の前近代的集団の拘束から解放し、原子的個人に分解することによって行われるのではなく、従来の家族主義にただ必要な修正を加えただけで基本的にはこれを温存するという方向をとった。…(中略)…儒教的家族主義の伝統を否定することなく、むしろそれを利用しながら本来それと矛盾する近代国家的な国民的統合を企図しようとした。

(7) 島恭彦「町村合併と農村行政機構の展開」(島恭彦・宮本憲一・渡辺敬司『町村合併と農村の変貌』(有斐閣、1958年) p.4。

(8) 未来社、1954年、pp.106, 117。

その上で、石田は、町村を次のように位置づける。

自治が、市民集団としての社会を基礎とせず、前近代的集団としての家族及びその拡大延長にすぎない生活共同体を基礎とする以上、それは結局は「家族国家」のミクロコスモスとして矛盾なく国家に統合されるべき運命になる。

すなわち、石田は、近代日本における国民統合の基礎に、前近代的「家族」と、その拡大された形態としての村、すなわち「共同体」を見出し、地方制度をその体制化としてみたわけである。

ところが、これに対して、経済史家の大石嘉一郎が1956年に批判を加える⁽⁹⁾。大石は当時、福島をフィールドとして、地主制の形成と地方制度の形成、そして自由民権運動の関係、つまり、経済的変化・制度的変化・政治運動の三者をトータルに捉えようとする研究を進めていた。大石は講座派マルクス主義の潮流に属する研究者であるが、単に戦前日本資本主義を半封建的な構造において捉えようとするのではなく、その近代的な発展の契機を見出そうとする議論を展開していた点に特徴があった。このような立場から大石は、石田に対し、「専ら「型」が問題とされて、その

「型」を基本的に貫いている発展法則は忘れ去られている」、すなわち石田の家族国家論は静態的な把握にとどまるとの批判を行ったのである。

石田は、大石の批判と同じ年に出た著書『近代日本政治構造の研究』⁽¹⁰⁾のなかで、大石の批判を適切なものとして認め、自らの研究は「観念乃至表象と実体との間の区別は必ずしも明確でなかった。そのことから歴史的な段階の相違が十分鮮明にされず、極めて適切な批判をもうけることとなった⁽¹¹⁾」と自己批判し、そこから「政治構造」の研究を展開する。しかし、「政治構造」研究を経た石田の結論は、「自治体における共同体的秩序が頂点における天皇の存在とみあって日本型「合意による支配」の基底であると同時に官僚的支配の末端を形成する⁽¹²⁾」、「国民を非政治化された共同体的秩序の中に残⁽¹³⁾」すのが近代日本の政治構造の特徴であるというものであった。これは、共同体を基礎において、その上に官僚支配が載るのが明治地方自治制の構造だ、という点において、前著の結論と大きく変わるわけではない。

それから30年以上を経て、大石は、西田美昭らと行った、長野県五加村を対象とした共同研究『近代日本の行政村』⁽¹⁴⁾の序論において、ふたたび石田に対し批判を加え、石田の議論は、「明治官僚の理念を、そのまま無批判的に理論化したもの」に過ぎないと述べている。

(9) 大石嘉一郎「わが国地方自治制の成立」(『商学論集』24-4, 1956年)。

(10) 未来社, 1956年。

(11) 石田, 注11前掲書, p.43。

(12) 石田, 注11前掲書, p.103。

(13) 石田, 注11前掲書, p.122。

(14) 日本経済評論社, 1991年, pp.5~8。

議論は、官僚の理念か、地域の実態かという議論に収斂していったように見える。しかし、その二つはそれぞれ事実として別個のものであり、先に挙げた井上毅の意見書の例でいえば第二の点と第三の点にそれぞれ相当する。その区別を無視して、「理念か実態か」を争っていてもわれわれの明治地方自治体制認識が豊かになるわけではない。

(3) 徹底的なリアリズム？

さて、大石らの『近代日本の行政村』では、藤田省三もまた批判の対象とされている。次に藤田の明治地方自治論を瞥見することにした。

藤田の著書『天皇制国家の支配原理』⁽¹⁵⁾は、宮村治雄による著作集解題が次のように述べており、政策文書を分析対象として多用している点に特徴がある。

そこにおいて見出される史料とは何か。木戸孝允や伊藤博文らをはじめとする明治国家の指導者たちが政策の選択と意味付けをめぐって相互に交わした「書簡」であり、「意見書」であり、法令原案とその微細な修正点をめぐって交わされる「草稿」類であり、中央官庁と地方出先機関とが制度の趣旨や理解をめぐって往復させた「伺」と指令…（中略）…等々である。⁽¹⁶⁾

宮村によれば、こうした史料の選択には、次のような方法的理由があるという。

それらはまさに絶対主義による国家建設と運転の中心線に沿って、それぞれの行為者がいかにしてそれぞれの任務と課題を自覚し、その実現に際していかにして問題を認識し、そしていかにしてそれに応答していったかを、文字通り「内側から」捉えようとする一貫した方法的意図を通して選択的に構成されたものであった。こうして、「絶対主義の運動法則」は、「権力の内面」への内面的分析を通して解明される。いうまでもないが、藤田の方法は、「権力の内面」分析などではない。個々の行為者の言説が、当然まもっていたであろう私的・個別的な「野心」や「葛藤」などは、直面する「実事」〈Sache〉への応答の意味に比べれば、二義的なものにすぎない。⁽¹⁷⁾

すなわち、宮村によれば、藤田のこうした史料選択は、絶対主義による国家建設という課題に直面した行為者たちの「権力の内面」を明らかにするという目的に沿ったものだったというのである。そして宮村は、藤田の研究は、「権力の内面」分析であって、「権力者の内面」分析ではないことを強調する。筆者な

(15) 『藤田省三著作集 1』、みすず書房、1998年（初出1956年）。

(16) 注16前掲書所収の解題では著者名が明記されていない。のちに、『戦後精神の政治学』（岩波書店、2009年）に所収。p.153。

(17) 宮村、注17前掲書、p.154。

りに咀嚼すれば、藤田は、単に、権力者個人の「内面」を取り扱っているのではなく、「実事」、すなわちその権力者を取り巻く客観的な情勢と、権力者の反応の対応関係から、権力の性格を描き出そうとする方法をとった、というのが宮村の述べるところであると考えられる。

しかし、すでに井上毅の意見書の取り扱いを論じた箇所ですべたように、政策文書から、「権力の内面」を読み取り、そこから政治権力の性格を描出するにはいくつかの条件があり、それをクリアしない限りこうした議論は成立しない。

あらためて藤田本人の議論に立ち戻ると、藤田はこうした条件は、ある特殊な歴史的環境において成立すると想定したように思われる。それは「絶対主義」国家の、「国家建築者」が書き残した文書であるという特殊性である。⁽¹⁸⁾藤田は次のように述べる。

彼ら「有司」は国家建築を司る政治技術家すなわち State smen として、ここに登場したのである。だからして、彼等技術家にとっては、国家建築以外のいかなる目的、いかなる価値も何等拘束力をもつものではなかった。…（中略）…こうした単一目的の具体的設定は、必然に、一方徹底的なリアリズムと、他方状況を目的志向的に編成すべき主体的合理的原理の価値的高昇をもたらす。

すなわち、維新変革を実現した政治家（特に木戸孝允が注目される）たちは、藤田の理解によれば、絶対主義的国家の指導者という歴史的位置に立つ者たちであり、国家建築という明瞭な目的をもち、客観情勢をリアルに認識する主体である。ところが、彼らの作った国家は、その社会的定着の過程で前近代的日常生活形態と妥協し、旧来の村落秩序が破壊されないまま新たな体制に組み込まれてゆく（「官僚機構は同時にそのまま物理的強制の機構ではあり得ない。それは社会的定着を通じて前近代的日常生活形態との妥協によって支配体制を形成し、且つそれによって秩序を維持せんとするに至る⁽¹⁹⁾」）。その結果、「旧来の村落秩序が新たな体制の基礎に据えられて行く⁽²⁰⁾」、というのが藤田の明治地方自治制形成過程の展望であった。

政策立案者が客観情勢をリアルに認識できる主体としてあらわれること、それが絶対主義国家の建設期の特徴であるという歴史的条件の設定が、藤田の取った方法、すなわち政策文書から「権力の内面」を把握しようとした方法の前提だったのである。

ただし、藤田の「天皇制国家の支配原理」論文は、明治前期をあつかう第一章までで未完に終わり、明治地方自治体制それ自体についての立ち入った叙述は持たない。体制の完成期までを見通したとき、この方法は、先に述べた井上毅のような「面倒くさい」政策立案者——地方行政のなかで実際に起きている問題を、彼の中で独特に理想化された江戸時代

(18) 藤田，注 16 前掲書，pp.69～70。

(19) 藤田，注 16 前掲書，p.92。

(20) 藤田，注 16 前掲書，p.110。

農村像やフランスの「コミュン」像と照らし合わせ、その上で「権力」の行動を決しようとする政策立案者——に適用可能なのである⁽²¹⁾。もちろん、藤田のあつかった時期に関しても、木戸孝允のような人物が情勢を「リアル」に認識できる主体であったのかどうか、もまた再検討が必要であることは論を俟たない。

むすび

さて、本稿の問いに立ち戻ろう。それは思想家のテキストの持つ「時代俯瞰」能力とは何か、ということであった。

筆者の研究分野に引き付けて、一種の思想家として政策立案者を見た場合、彼は、政策立案のために、同時代の社会で生起している事態についての情報を集約し、それを彼よりも事態の現状について疎い誰かに説明可能な形で言語化した文書を制作しなければならない。たしかに、こうした史料は「時代俯瞰」能力が高い。

しかし、それが実現するためにはいくつかの条件があるように思われる。第一に、藤田省三が想定した場合のように、その政策立案者（ないし思想家）が現実を「リアル」に見て

いる場合である。第二に、政策文書の読み手が、現実を政策に転換する「フィルター」としての政治思想を取り出すことができる場合である⁽²²⁾。第一の条件は、藤田の場合の「絶対主義国家」建設期というような、特殊な強い条件を置かない限り実現しない。

そうであるとすれば、一般的に可能な研究の様態とは、この現実をテキストに移す際のフィルターを取り扱って、フィルターが作られる経緯を考えたり、そのフィルターを外すことによって見える風景を仮想的に考察したり、さまざまな種類のフィルターを比較することでフィルターの性格を考察したりする作業になるだろう。

こうした分析の結果、つまり「統治の思想」の性格の解明は、筆者のような「統治の実務」に主たる関心を寄せる研究者にとっても重要である。なぜなら、井上毅のような極端な例でなくとも、政策立案者はもとより、役場の一吏員の手になるテキストであっても、ある出来事やある状態を文字情報として（統計表であっても構わない）記述する際には、記述者の手による情報の選択・圧縮・整序が行われているからである。逆にいえば、「フィルターの取り扱い」は、確かに政治思想史家の得意

(21) 実際には、『天皇制国家の支配原理』のなかで、井上毅は教育勅語の制定に関与した人物として触れられている。それは、藤田の理解では、明治国家が「前近代的日常生活形態との妥協」を経たのちの段階に属する官僚＝思想家に位置づけられていることを意味するだろう。その点で、井上の独特な現実の解釈の仕方と、藤田の議論の平仄はあっているのだが、ここで問題にしているのは、藤田の言う「徹底的なリアリズム」に即した「有司」たちの政策文書と同様な方法で、井上の政策文書は分析可能なかどうかという疑問であり、実際に井上毅が深く関与した1880年代の地方自治制の政策立案過程の分析を、藤田は果たすことができなかったという事実である。

(22) 本稿で比喩的に「フィルター」と呼んだものは、おそらく日本の政治思想史家が「思惟様式」、「秩序観」等の単語で描出しようとしてきた水準の知見に相当する。坂本多加雄『道徳・市場・秩序』（創文社、1991年）序、および河野有理「丸山から遠く離れて」（河野、注4前掲書所収）を参照。

とするところであるかもしれないが、そうした作業と無縁に他の「〇〇史家」の仕事が遂行できるわけでもないのである。

おそらくこうした関係は、多くの分野縦割り「〇〇史」のあいだに相互に存在するのではあるまいか。「〇〇史」と「歴史学」、

「〇〇史」と「××史」の線引きを確定するよりは、まず「〇〇史」の「長ずる所」が何であるのかを検討することが、総体としての歴史研究には寄与する所がはるかに大きいように筆者には思われる。